

物品売買契約書（案）

石狩湾新港管理組合（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、物品の売買について、次のとおり契約する。

（総則）

第1条 甲は、乙から次に掲げるところにより、物品を買い入れるものとする。

- (1) 物品の名称 工事発生材
- (2) 規格 鉄くず等
- (3) 数量 271.58t
- (4) 売買代金 金 円
（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）

(5) 搬出場所

小樽市銭函5丁目190-5地先
石狩湾新港管理組合 資材ヤード

(6) 搬出期限 平成29年11月10日

（契約保証金）

第2条 契約保証金は、免除する。

（代金の支払方法及び期限）

第3条 乙は、売買代金を甲が発行する納入通知書により、指定の期日までに指定の場所で支払うものとする。

（所有権の移転）

第4条 物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに甲から乙に移転するものとする。

（物品の引渡）

第5条 甲は、前条の規定により物品の所有権が乙に移転した後、物品を乙に引き渡すものとし、乙は、第1条第6号の搬出期限までに物品を搬出するものとする。

2 乙は、前項の規定により物品の引渡を受けたときは、速やかに物品受領書を提出するものとする。

（売買物件の搬出）

第6条 乙は、天災その他やむを得ない理由により搬出期限までに売買物件を搬出することができないときは、遅滞なく、その理由を付して甲に搬出期限の延長を申請し、その承認を受けなければならない。

（搬出遅滞の違約金）

第7条 乙は搬出期限（前条第1項の規定により延長の承認を受けた場合は、その期限）までに売買物件を搬出しないときは、その期限の翌日から搬出の日までの日数に応じ、当該搬出遅滞の売買物件に相当する売買代金の額につき年2.7パーセントの割合で計算して得た額を違約金として、甲に支払わなければならない。ただし、違約金の額が500円未満であるときは、この限りではない。

（搬出未済の場合の措置）

第8条 乙が搬出期限までに売買物件を搬出しない場合は、甲は、更に期限を付して搬出すべきことを催告するものとする。

2 乙が前項の期限までに売買物件を搬出しないときは、甲は、必要に応じ契約を解除し、又はその売買物件の所有権を無償で甲に帰属させることができるものとする。

3 前項の規定による措置が講ぜられない場合において、放置された売買物件の取り片付けを要するときは、甲は、乙に対し、期限を定めて物品の取り片付けを請求するものとする。

4 前項の場合において、乙が期限までに売買物件の取り片付けをしなかったときは、甲は、買受人に代わって当該売買物件を取り片付け、それに要した費用を乙に請求するものとする。

(違約金)

第9条 乙は、売買代金を指定の期日までに支払わないときは、指定期日の翌日から支払いの日まで日数に応じ、未納金につき年9.0パーセント（当該納期限の翌日から督促状の指定期限までの期間については年2.7パーセント）の割合で計算して得た額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、違約金の額が500円未満であるときは、この限りではない。

(危険負担)

第10条 第5条第1項の引渡しの前において、甲の責めに帰することができない理由により生じた損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

(瑕疵担保)

第11条 乙は、物品の引渡し後、数量の不足、その他隠れた瑕疵のあるところを発見しても、これを理由に、甲に対し売買代金の減額、もしくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(権利又は義務の譲渡等)

第12条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(解除)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの催告をしないで、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 乙若しくはその代理人の責めに帰すべき理由により、乙若しくはその代理人がこの契約の条項に違反した場合又は乙若しくはその代理人がこの契約を履行する見込みがないと甲が認めた場合
- (2) 乙又はその代理人からこの契約の解除の申出があった場合
- (3) 乙が次のいずれかに該当する場合

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品等の調達契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は、売買代金の100分の10に相当する額の賠償金を甲の指定する日までに支払わなければならない。

3 第1項第1号又は第2号の規定により、この契約が解除された場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約

保証金又は担保は甲に帰属し、甲は当該契約保証金又は担保をもって前項の賠償金に充当することができる。この場合において、当該契約保証金の額又は担保される額が売買代金の100分の10に相当する額に不足するときは、乙は、当該不足額を甲の指定する日までに納付し、契約保証金の額又は担保される額が売買代金の100分の10に相当する額を超過するときは、甲は、当該超過額を返還しなければならない。

第14条 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 乙が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び次条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び次条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。
- (2) 乙が納付命令（独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び次条において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (3) 乙が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における乙に対する命令とし、これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、乙に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第7条の2第1項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第165条第1項若しくは第165条の2の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものではないことが明らかであるときを除く。）。
- (6) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

(不正行為に伴う賠償金)

第15条 乙は、この契約に関して、前条各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として売買代金の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の賠償金の額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

3 前2項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

(費用の負担)

第16条 この契約の締結及び物品の搬出に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第17条 この契約に関し訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第18条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 石狩湾新港管理組合
管理者 高橋 はるみ 印

乙 住 所

氏 名

印